農用地等の貸付申込書（農地中間管理事業）

農地中間管理機構

一般社団法人岐阜県農畜産公社　理事長 様

（本巣市長 様）

令和　 年　 月　 日

氏　名

住　所

連絡先

下記の農用地等について、農地中間管理機構への貸付を申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 市町村 | 大　字 | 字 | 地　番 | 地　目 | 面　積 | 貸付年数 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| ＜申込み前にご確認ください＞  ○農地中間管理機構への貸付けが開始するまでの間は、自ら農地を管理してください。  ※雑草が繁茂していたりゴミ等がある場合は、除草や片付けをお願いする場合があります。  ○機構へ貸付けた農地の転貸先や契約内容については、機構に一任されます。  ※転貸先は、農地の集積・集約化を図ることを目的とし市が決定します。そのため、転貸先を指定することはできません。耕作者を指定する場合は、農地法第３条許可による貸借を行ってください。  ※賃料は権利を設定する農地の面積、形などにより決定します。また、地域により賃料単価は異なります。農地の状況によっては使用貸借となり、賃料が発生しない場合もあります。  ○借受不可となった場合や貸付後であっても、不測の事態により２年以上転貸が行えない状況が続いた場合は、農地が返還されます。  ○農地中間管理機構へ提供された情報は、農地中間管理事業及びその関連制度実施のため、必要に応じて関係団体・法人・個人等へ「情報開示」されます。  ○相続税納税猶予対象農地については、機構への貸付後に、所定の手続きを別途税務署と行う必要があります。  ○農業者年金特定処分の対象農地については、機構への貸付後に、所定の手続きを別途農業委員会と行う必要があります。  ○15年以上の借受期間を設定した農地については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の土地改良事業が行われることがあります。 |